

神栖市議会議員の議員報酬，市長等の給料の改定について

平成27年4月27日に、市長は議会議員の報酬の額及び市長，副市長並びに教育長の給料の額について、神栖市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）へ諮問を行い、平成27年7月6日に審議会から答申を受けました。

市長は、審議会からの答申（改定案）を踏まえ、市としての改定案を作成し、平成27年7月10日から同年8月10日までパブリックコメントを実施したところです。

この期間にいただいたパブリックコメントや審議会の審議内容、答申などから総合的に判断した結果、最終的に次のような改定案を決定し、平成27年第3回神栖市議会定例会へ提案することとしました。

1 議会議員，議長及び副議長の報酬の額について

	改定の額	現行額	改定率
議員	月額 390,000 円	月額 330,000 円	18.18%
議長	月額 460,000 円	月額 390,000 円	17.94%
副議長	月額 410,000 円	月額 350,000 円	17.14%

2 市長，副市長及び教育長の給料の額について

	改定の額	現行額	改定率
市長	月額 880,000 円	月額 820,000 円	7.31%
副市長	月額 700,000 円	月額 640,000 円	9.37%
教育長	月額 640,000 円	月額 580,000 円	10.34%

3 適用期日について

適用期日は、平成28年4月1日とする。